

前期繰越分に係る調整前連結税額超過構成額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	
-------------	---	---	-----	--

措法第68条の15の7第1項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額		調整前連結税額超過構成額
			1		2
第5号	：	：	①	別表六の二(六)「30」	円
	：	：	②	別表六の二(六)「31」	
		計	③		
第6号	：	：	④	別表六の二(七)「43」	
	：	：	⑤	別表六の二(七)「44」	
		計	⑥		
第7号	：	：	⑦	別表六の二(八)「31」	
	：	：	⑧	別表六の二(八)「32」	
	：	：	⑨	別表六の二(八)「33」	
	：	：	⑩	別表六の二(八)「34」	
		計	⑪		
平成28年改正前の第8号	：	：	⑫	別表六の二(十)「31」	
	：	：	⑬	別表六の二(十)「32」	
		計	⑭		
平成28年改正前の第9号	：	：	⑮	別表六の二(十一)「36」	
	：	：	⑯	別表六の二(十一)「37」	
		計	⑰		
第12号	：	：	⑱	別表六の二(十五)「30」	
	：	：	⑲	別表六の二(十五)「31」	
		計	⑳		
第15号	：	：	㉑	別表六の二(九)「14」	
	：	：	㉒	別表六の二(九)「15」	
	：	：	㉓	別表六の二(九)「16」	
	：	：	㉔	別表六の二(九)「17」	
		計	㉕		
震災特例法第25条の2第3項、第25条の2の2第3項又は第25条の2の3第3項	：	：	㉖	別表六の二(十八)「36」	
	：	：	㉗	別表六の二(十八)「37」	
	：	：	㉘	別表六の二(十八)「38」	
	：	：	㉙	別表六の二(十八)「39」	
		計	㉚		

別表六の二（二十） 付表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）

第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（平成28年旧措置法第68条の14第3項《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は第68条の15第3項《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。